

目 次

第1 監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 監査の目的	1
3. 監査の対象	1
4. 監査の範囲	1
5. 監査の期間	2
6. 監査の方法	2
7. 監査の着眼点	2
第2 監査の結果	3
1. 地方自治体の契約について	3
2. 随意契約の状況	3
3. 田川市の随意契約の状況	8
4. 随意契約の分析	11
5. 個別指摘内容	20
6. まとめ	33
7. 資料（行政監査契約内容一覧表）	37

第1 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査を実施しました。

2. 監査の目的

地方公共団体が締結する契約には、公法上の効果の発生を目的とした契約と、地方自治法第234条に規定する売買、賃借、請負その他の契約で、私人と対等の地位において締結する債権の発生を目的とした私法上の契約があります。

契約にあたっては、予算の執行を適正かつ効率的に行うことはもとより、住民の負託に応え、その任務遂行に支障を生ずることがないように円滑に進める必要があり、強く公正性が求められます。

本市においても、事務事業の執行において、物品購入、工事請負、委託等多くの契約を締結しています。

また、今後は、行政需要の多様化と契約内容の複雑化による契約事務の増加が予想されます。

このような中、前年度、委託料にかかる随意契約について行政監査を実施した結果、各部署によって事務手続に違いがあり、改善を要する事項が多数見受けられました。

このようなことから、引き続き委託料を除く契約事務について、契約事務の適性かつ効率的な執行の確保等の観点で、監査を実施しました。

3. 監査の対象

企業会計を除く全部署を監査対象としました。

4. 監査の範囲

平成22年度4月1日から同年8月31日の間に締結された随意契約（自動更新のもので、当初契約が平成22年度4月1日以前のもを除くが、関連して必要があると認めるものについては、期間外のものも対象。）のうち、その支払いが一般会計に属する需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費及び備品購入費で支出されるものを監査の範囲としました。

5. 監査の期間

平成 22 年 9 月 10 日（月）から平成 22 年 12 月 16 日（木）まで

6. 監査の方法

平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 8 月 31 にまでの契約にかかる伝票は、支出負担行為伝票が、1,509 件（6 億 3,978 万円）で、負担行為兼命令伝票が 9,733 件（53 億 4,149 万円）でした。

このうち、支出負担行為伝票から随意契約によって契約したものについて、各課に回答を依頼した結果、随意契約は 1,158 件（1 億 7,107 万円）でした。

次に、随意契約として回答があったものの中から、アンケート形式にて「随意契約調書」の作成を求め、最終的に 268 件（1 億 1,203 万円）を抽出し、作成・提出された各調査表の集計・分析を行いました。

併せて、個別に契約締結の起案等との照合・確認を行い、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法により実施しました。

<調査対象の抽出>

負担行為兼命令 9,733 件 5,341,494,500 円	支出負担行為 1,509 件 639,789,989 円
	随意契約 1,158 件 171,073,300 円
	調査対象 268 件 112,033,817 円

7. 監査の着眼点

随意契約は、競争の方法によらず自治体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法で一般競争入札などの例外であり、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号～第 9 号に該当する場合に限って可能なものであることから、その適用根拠について記載漏れがないかに重点を置きました。

- (1) 契約事務は法令等に従って適正に行なわれているか。

ア 適合理由

- ・自治令第167条の2第1項第1号～第9号の明示はあるか。
- ・第1号～第9号の例示に該当する、具体的な事由が記載されているか。
- ・少額随契の限度額について1号～6号のどれを適用したか明示はあるか。

イ 予定価格が設定されているか。

ウ 2社（者）以上の見積書があるか。

エ 契約書等が作成されているか。

(2) 契約の法令や田川市の規程はどうなっているか。矛盾点はないか。

ア 条例、規則

イ 訓令や要領等

ウ 財務会計システム

エ 支払事務の流れ

オ 田川市の（通知）や（基準）

第2 監査の結果

1. 地方自治体の契約について

地方自治体が行うことのできる契約の種類及び契約に関する法令は次のとおりです。

- (1) 一般競争入札（地方自治法第234条）
- (2) 指名競争入札（地方自治法施行令第167条）
- (3) 随意契約（地方自治法施行令第167条の2）
- (4) せり売り（地方自治法施行令第167条の3）

2. 随意契約の状況

本市も、事務事業を執行するために、これらの4種類の契約の方法の中から適したものを選択し、契約事務を執行しています。

契約事務の原則は、一般競争入札であり、それ以外の競争入札や随意契約は例外的な方法とされています。

しかし、一般競争入札は、公示を行うことや履行の質を確保するための労力を要すること等の理由で、本市及び他の自治体においても実施している件数は少なく、指名競争入札や随意契約の方法による契約がほとんどであるのが実態となっています。

さらに、随意契約は、地方自治体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法で、競争入札に比べ手続きが簡略であり、事務に要する費用や時間があまりかからないことから随意契約の件

数が多くなる傾向があります。

しかし、随意契約はその運用を誤ると相手方の固定化を招き、不利な条件で契約を締結する恐れがあり、公正な取引が阻害され、業者との癒着の温床となりかねない可能性があります。

このため、随意契約を締結する場合には、手続きの透明性・客観性を保持し、経済性を確保する必要があることから、制度を的確に運用する基準を明らかにする必要があります。

本市の随意契約に関する規定は次のようになっています。

随意契約に関する法令と田川市契約事務規則及び田川市随意契約ガイドラインの概観図

	地方自治法施行令第167条の2第1項	田川市契約事務規則	田川市随意契約ガイドライン
地方自治法第234条第2項	第1号【少額随意契約】	第24条（随意契約の範囲）	第1号
	第2号【入札不適随意契約】	なし	第2号
	第3号【社会福祉関連特定随意契約】	第25条の2（その他随意契約できる場合の手続き）	第3号
	第4号【新商品開発特定随意契約】	第25条の2（その他随意契約できる場合の手続き）	第4号
	第5号【緊急随意契約】	なし	第5号
	第6号【入札不利随意契約】	なし	第6号
	第7号【有利随意契約】	なし	第7号
	第8号【不落随意契約】	なし	第8号
	第9号【落札随意契約】	なし	第9号

このように、いままでの契約事務規則に随意契約についての詳細な定めはありませんでした。

この監査の期間中の12月にガイドラインが施行されました。

田川市随意契約ガイドラインの抜粋（田契対第405号平成22年12月1日施行）

※このガイドラインは、工事や依頼の態様を例示した、とあり、今回の調査対象の全てに対応しているかどうかは不明

施行令第167条の2第1項第1号から第9号の具体的取り扱い

(1) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号

事務の効率性の観点から、契約の種類に応じた一定金額以内のものについては、本号により随意契約によることができるとされている。この場合における金額については、田川市契約事務規則（昭和 39 年田川市規則第 4 号。以下「規則」という。）第 24 条に、次のとおり定めがある。ただし、本号を適用するとしても、価格の妥当性については担保すべきものとする。

契約の種類	予定価格
(1) 工事又は製造の請負	1 3 0 万円
(2) 財産の買入れ	8 0 万円
(3) 物件借入れ	4 0 万円
(4) 財産の売払い	3 0 万円
(5) 物件の貸付け	3 0 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	5 0 万円

(2) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

一般的な基準

- 「不動産の買入れ又は借入れ契約」は、一般的には、このような契約は通常不特定多数人又は特定多数人の参加を求めて、競争により最低の価格で申込みをした者と契約を締結するというようなことはまず考えられない。このような契約は、その性質そのものが競争入札に適しない性格を持っている。
- 「普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払う場合」とは、ある特殊な品物を納入させる契約を締結するような場合、その品物を業者が製造するにあたっては、当該普通地方公共団体が持っている原材料をその業者に売り払った上で、その原材料を使用して品物を製造させた方が業者にとっても、また地方公共団体にとっても有利であるという場合、あるいはそうせざるを得ないような場合である。このような契約は競争入札に適せず、随意契約によることができるとするものである。
- 「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当する事例としては、おおむね次の場合が該当する。
 - ・ 特殊な技術、手法、機器又は設備を必要とする業務で、その者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合など、契約内容の特殊性により契約の相手方が特定され、他者と競争させることができないような契約
 - ・ 契約締結を秘密にすることが当該契約目的の達成上必要である契約など、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難な場合をいう。

【工事請負契約関係】

- A-1 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができない場合
- A-2 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に特に精通した者に施工させる必要がある場合
- A-3 コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している工事

【物品買入・業務委託等契約関係】

- B-1 業務の特殊性により、特定の者と契約を締結しなければ初期の契約目的を達成することができない場合
- B-2 経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
- B-3 市の施策の中で位置づけられるため特定の者との契約を必要とする場合
- B-4 その他
- B-5 コンペ、プロポーザル方式等の競争ないし比較競技により契約の相手方を予め特定している工事

(3) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号

次に掲げる施設等から規則で定める手続により物品等を調達する契約等をする場合

1. 次に掲げる福祉関係施設において製作された物品を買い入れるとき
2. 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約をするとき。
3. 母子及び寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 3 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約をするとき。

(4) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に、その新たな事業分野の開拓の実施に関する計画を提出させるものとする。

(5) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

【工事請負契約関係】

A-1 緊急に施工しなければならない工事であって、競争入札に付する時間的な余裕がない場合

【物品購入・業務委託等契約関係】

B-1 緊急に履行しなければならない業務であって、競争入札に付する時間的な余裕がない場合（緊急に対応しなければ市民生活に多大な影響を及ぼすと認められるもの）

(6) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

【工事請負契約関係】

A-1 現に履行中の施工者に履行させた場合、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

A-2 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合

A-3 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

【物品購入・業務委託等契約関係】

B-1 現に契約履行中の者に履行させるときには、履行期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合

B-2 引き続いて委託する業務で、継続して施行させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施行が確保できる等有利と認められる場合

B-3 他の所管の発注に係る現に履行中の業務で、当該履行中の者に委託させた場合は、履行期間の短縮、経費の節減に加え、円滑かつ適切な履行の確保を図ることができると認められるもの

(7) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号

【工事請負契約関係】

A-1 特定の施工者が、施工に必要な資材等を当該現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

A-2 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

【物品購入・業務委託等契約関係】

B-1 特定の者が、過去に受注した業務のノウハウ・資料や資産等を所有するため、当該業者と委託する場合は、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるもの

B-2 特定の者が開発したシステム等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるもの

B-3 競争の余地がない物品の買入で、公益的理由により有利な価格で契約することができるものと認められるもの

(8) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号

1. 一般競争入札の場合は参加者がなく、指名競争入札の場合は全者が入札を辞退し、入札者がいない場合
2. 再度の入札に付しても落札者がいない場合

(9) 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号

競争入札に付し、落札した者が契約を締結しない場合

3. 田川市の随意契約の状況

今回の監査対象期間に締結された契約のうち、「支出負担行為伝票」は 1,509 件（6 億 3,978 万円）でした。

このうち、随意契約と回答があったものの件数は、1,158 件で随意契約の割合は、76.7%、金額は 1 億 7,107 万円で随意契約の割合は、26.7%となっています。（表 1）

（表 1）

支出負担行為伝票のうち随意契約により契約が行われたもの（契約件数）

（単位：件）

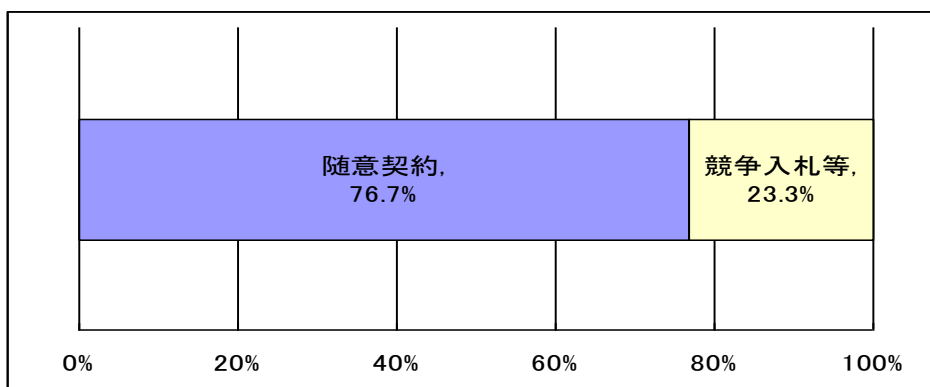
節	伝票件数	随意契約	随意契約の割合	随意契約の節別構成比
需用費	1,037	860	82.9%	74.3%
役務費	160	86	53.8%	7.4%
使用料及び賃借料	74	32	43.2%	2.8%
工事請負費	148	114	77.0%	9.8%
原材料費	35	13	37.1%	1.1%
公有財産購入費	1	0	0.0%	0.0%
備品購入費	54	53	98.1%	4.6%
総計	1,509	1,158	76.7%	100.0%

支出負担行為伝票のうち随意契約により契約が行われたもの（契約金額）

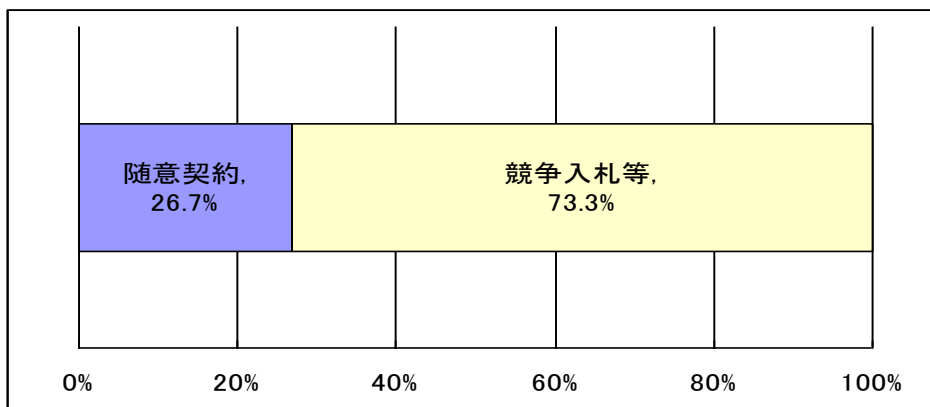
（単位：円）

節	伝票件数	随意契約	随意契約の割合	随意契約の構成比
需用費	77,318,573	53,054,548	68.6%	31.0%
役務費	15,894,287	5,923,627	37.3%	3.5%
使用料及び賃借料	78,656,228	32,958,636	41.9%	19.3%
工事請負費	408,363,450	66,999,000	16.4%	39.2%
原材料費	1,008,566	472,164	46.8%	0.3%
公有財産購入費	46,239,810	0	0.0%	0.0%
備品購入費	12,508,875	11,665,325	93.3%	6.8%
総計	639,989,789	171,073,300	26.7%	100.0%

随意契約の割合（契約件数）



随意契約の割合（契約金額）



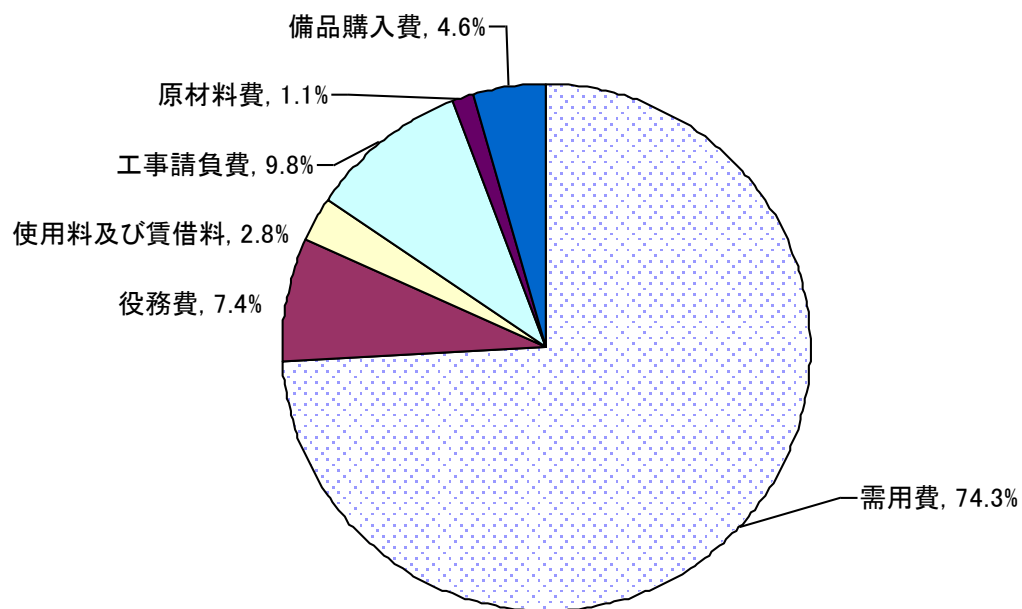
次に、随意契約の件数を節別構成比でみると、需用費の割合が、74.3%（860件）となっており、需用費以外の工事請負費等の節はそれぞれ10%以下の割合となっています。

また、随意契約の金額を節別構成比でみると、工事請負費の割合が最も高く39.2%（6,699万円）となっており、使用料及び賃借料19.3%（3,295万円）で、需用費は、31.0%（5,305万円）となっています。

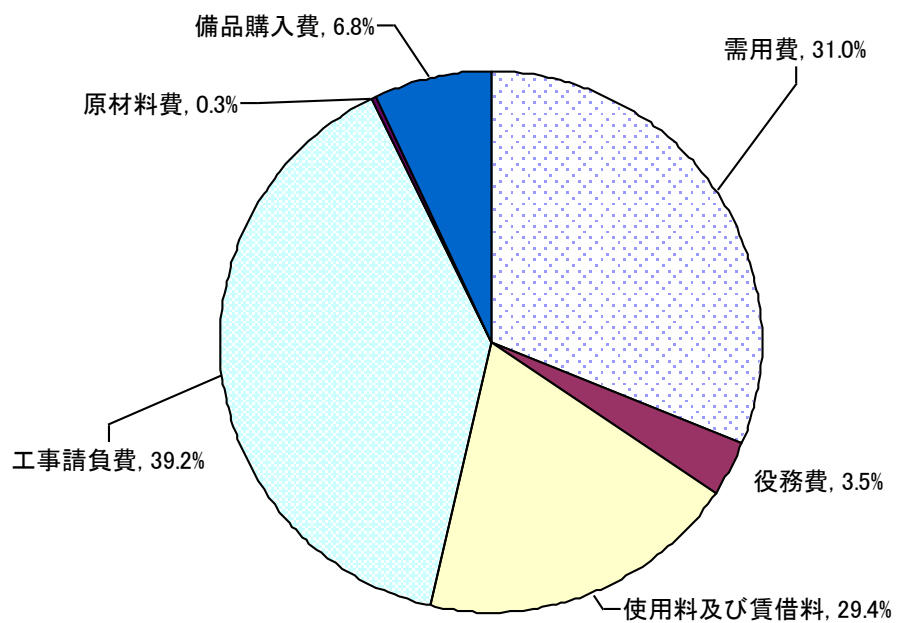
この他、分析対象に含んでいない「負担行為兼支出命令伝票」は9,733件あり、これについては、

ほとんどが単価契約（随意契約）によって支出が行われていると考えられるため、非常に多くの契約が、随意契約によって行われている状況です。

随意契約の節別構成比（件数）



随意契約の節別構成比（金額）



4. 随意契約の分析

(1) 節別適用号別随意契約の状況

支出負担行為伝票 1,509 件（6 億 3,978 万円）のうち随意契約を締結しているもの 1,158 件（1 億 1,203 万円）のうち最終的に抽出した 268 件を「随意契約の理由の区分」で集計すると、以下の結果となりました。（表 2）

随意契約の理由で最も多いのが 1 号によるもので、143 件（53.4%）となっています。3 号、4 号、7 号及び 9 号はありませんでした。

また、1 号及び 2 号と適用理由を複数表示している契約が 3 件ありました。

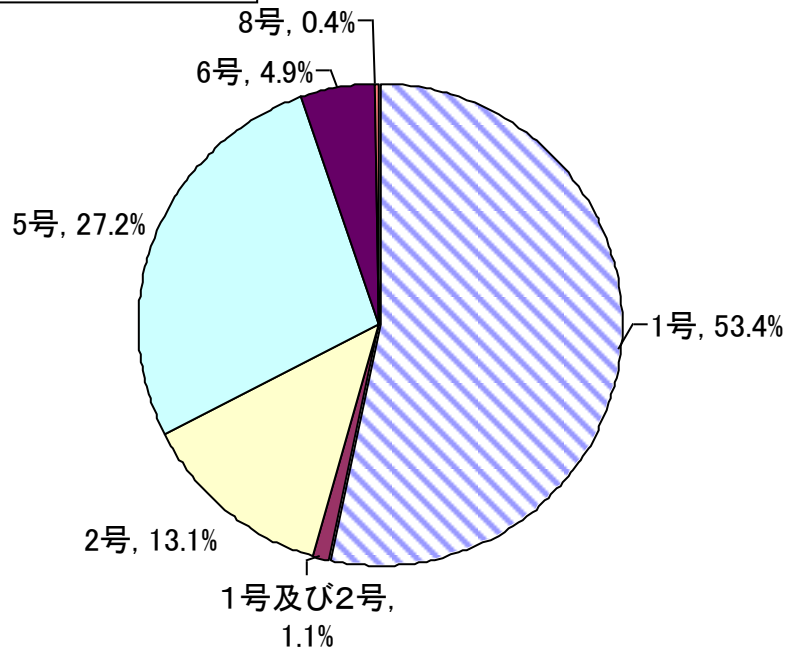
（表 2）

行政監査対象契約一覧

（単位：件）

節	細節	随意契約の理由						総計
		1 号	1 号 及び 2 号	2 号	5 号	6 号	8 号	
11 需用費	消耗品費	9	3	10	1	—	—	23
	食糧費	1	—	1	—	—	—	2
	印刷費	3	—	—	—	—	—	3
	修繕料	23	—	6	44	—	—	73
	賄材料費	5	—	—	—	—	—	5
	計	41	3	17	45	—	—	106
12 役務費	その他の手数料	30	—	—	1	—	—	31
	鑑定料	—	—	1	—	—	—	1
	自動車損害賠償保険料	—	—	—	1	—	—	1
	その他の保険料	—	—	—	1	—	—	1
	計	30	—	1	3	—	—	34
14 使用料及び賃借料	使用料及び賃借料	16	—	14	—	—	—	30
15 工事請負費	建設工事費	25	—	—	19	12	—	56
	維持補修工事費	2	—	—	4	1	—	7
	移設工事費	1	—	—	—	—	—	1
	計	28	—	—	23	13	—	64
16 原材料費	諸資材費	7	—	—	2	—	—	9
	計	7	—	—	2	—	—	9
18 備品購入費	自動車購入費	1	—	—	—	—	—	1
	器具費	20	—	3	—	—	1	24
	計	21	—	3	—	—	1	25
総計		143	3	35	73	13	1	268
構成比		53.4%	1.1%	13.1%	27.2%	4.9%	0.4%	100.0%

随意契約の理由別の構成比



(2) 予定価格について

予定価格とは、契約締結に際し、その契約金額を決定する基準として、長があらかじめ作成する価格をいいます。予定価格の設定状況は（表3）のとおりです。

予定価格の設定については、田川市契約事務規則第24条の2の規程により、随意契約による場合は全て予定価格の設定が必要になります。予定価格を省略できる規定はありませんが、予定価格を設定しているものは、268件のうち、156件で全体の58.2%となっています。予定価格を設定しないで契約を締結しているものが112件（41.8%）と多数見受けられました。

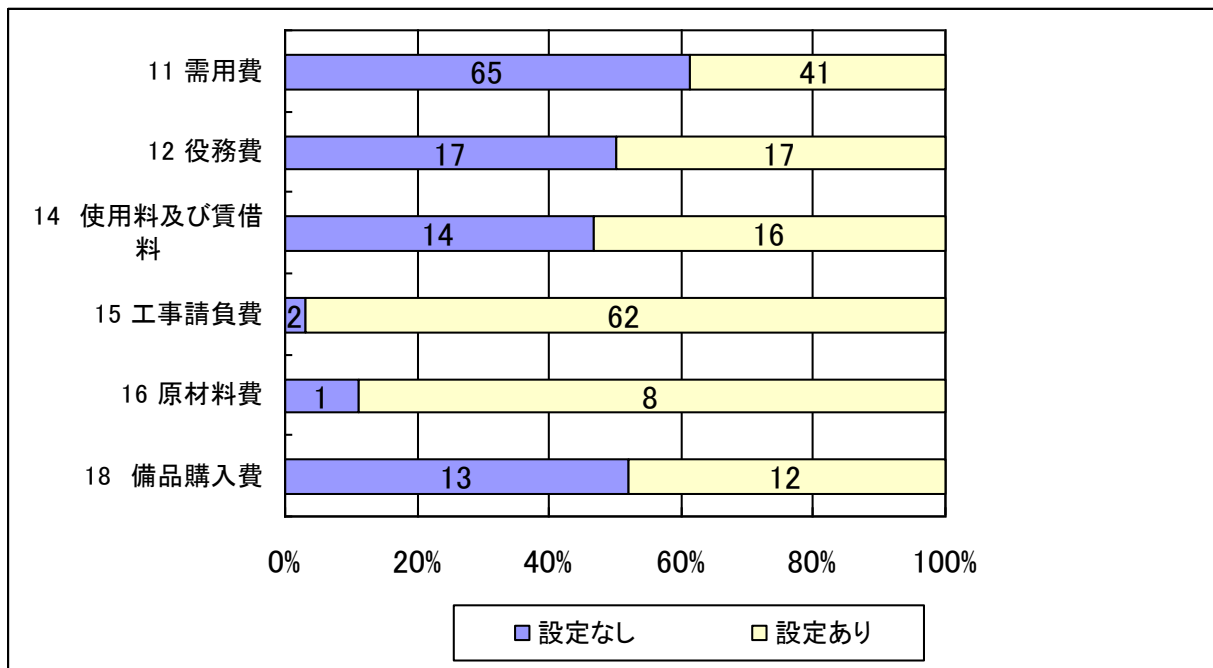
予定価格の設定割合を節別にみると、最も高いのが工事請負費の96.9%、最も低いのが需用費で38.7%の設定率となっています。

（表3）

予定価格の設定状況

（単位：件）

節	設定なし	設定あり	総計	予定価格の設定割合
11 需用費	65	41	106	38.7%
12 役務費	17	17	34	50.0%
14 使用料及び賃借料	14	16	30	53.3%
15 工事請負費	2	62	64	96.9%
16 原材料費	1	8	9	88.9%
18 備品購入費	13	12	25	48.0%
計	112	156	268	58.2%
構成比	41.8%	58.2%	100.0%	58.2%



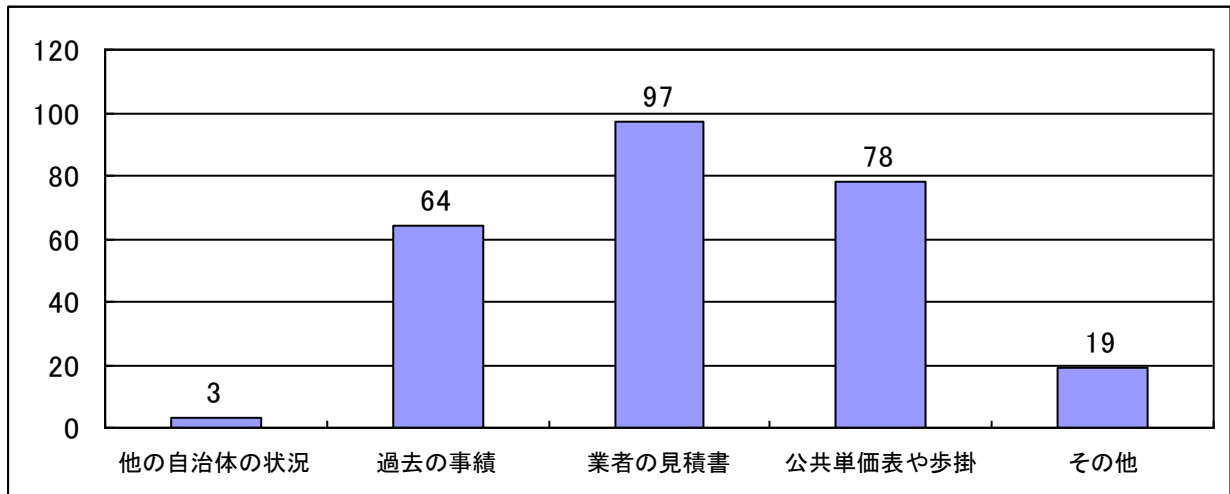
(3) 予定価格設定の際に参考としたものの状況

予定価格を設定する際に参考としたものは全体で261件ありました。(表4) このうち、最も多かったものが「業者の見積書」で97件(37.2%)、次いで、「公共単価表や歩掛」78件(29.9%)となっています。「過去の事績」も64件(24.5%)と高くなっています。「関係法令」を参考とした契約はありませんでした。

(表4)

予定価格設定の参考としたもの

参考としたもの	件数	割合
他の自治体の状況	3	1.1%
過去の事績	64	24.5%
業者の見積書	97	37.2%
公共単価表や歩掛	78	29.9%
関係法令	0	0.0%
その他	19	7.3%
計	261	100.0%



(4) 選定業者数について

田川市契約事務規則第 25 条（見積書）において、随意契約による場合は、「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならない」と規定されていますが、今回抽出監査した契約の選定業者の状況は（表 5）のとおりであり、見積書を徴していないものが 9 件（3.4%）、選定業者 1 社（者）の契約が、145 件（54.1%）と多くの割合を占めており、これらの契約にかかる見積業者は、毎年固定化している傾向が多く見受けられました。

また、見積書が 1 社の場合の契約内容を見ると、同業者、同金額のものが 28 件、同業者、異金額のものが 30 件となっており、同業者と契約を行っている割合は 40%を超えている結果となりました。

見積選定業者が固定化すると、他に有利な条件で契約できる可能性があるにもかかわらず、不当な価格で契約してしまう恐れがあります。

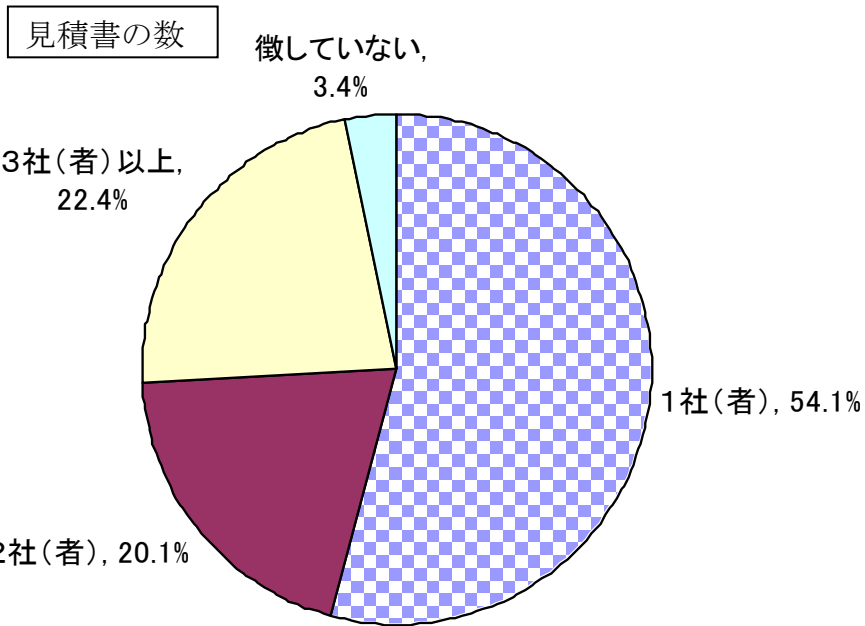
このため、できるだけ多くの者から選定し、最も有利な条件で契約できるよう配慮しつつ、支出の抑制と公正性の確保に努めるべきです。

（表 5）

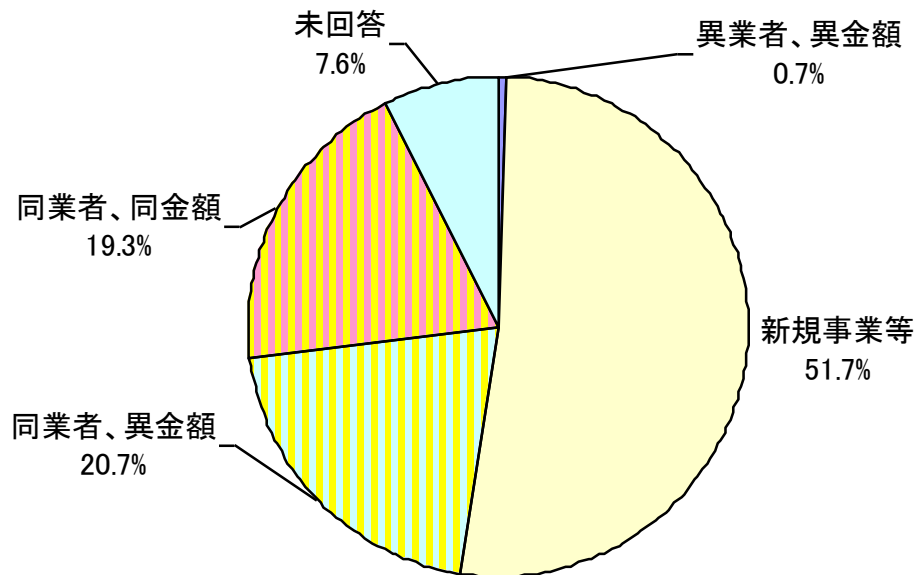
見積業者、選定業者数の状況

（単位：件）

見積書の数	契約内容（業者、金額）						未回答	総計	構成比率
	異業者、異金額	異業者、同金額	新規事業等	同業者、異金額	同業者、同金額				
1 社（者）	1	0	75	30	28	11	145	54.1%	
2 社（者）	1	1	36	1	14	1	54	20.1%	
3 社（者）	8	3	33	5	8	3	60	22.4%	
徴していない	0	0	1	1	7	0	9	3.4%	
総計	10	4	145	37	57	15	268	100.0%	
構成比率	3.7%	1.5%	54.1%	13.8%	21.3%	5.6%	100.0%		



見積者が1社の場合の契約内容



(5) 契約書・請書について

契約書の作成について、田川市契約事務規則第 30 条において、様式及び記載事項について規定しています。

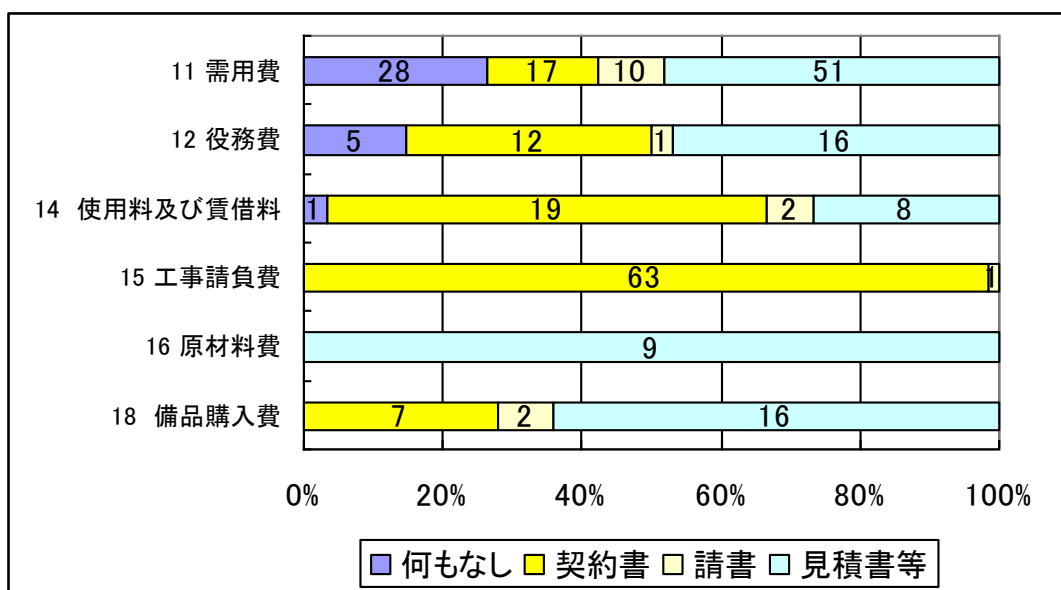
しかし、すべての契約で契約書を作成することは効率的ではないため、契約事務規則第 32 条で、契約金額が少額である場合等、事務の効率化、負担の軽減のため、契約書の省略と請書の徴取について規定しています。

契約を締結する場合は、少なくとも、設計書又は見積書等に必要事項を記入の上、記名押印して請書に変えたものが必要となりますが、今回監査した契約の契約書の作成状況(表 6)において、何も取り交していない契約が 34 件 (12.7%) ありました。

(表 6)
契約書の作成状況

(単位:件)

節	何も取り交わしていない	契約書を取交わしている	請書を徴している	設計書又は見積書等に必要事項を記入の上、記名押印して請書に変えている	総計
11 需用費	28	17	10	51	106
12 役務費	5	12	1	16	34
14 使用料及び賃借料	1	19	2	8	30
15 工事請負費	0	63	1	0	64
16 原材料費	0	0	0	9	9
18 備品購入費	0	7	2	16	25
総計	34	118	16	100	268
構成比	12.7%	44.0%	6.0%	37.3%	100.0%



(6) 契約書の省略

今回監査した契約の契約金額が50万円以下のものについての契約書の作成状況は、(表7)のとおりですが、205件のうち契約書を作成しているものが、56件(27.3%)ありました。

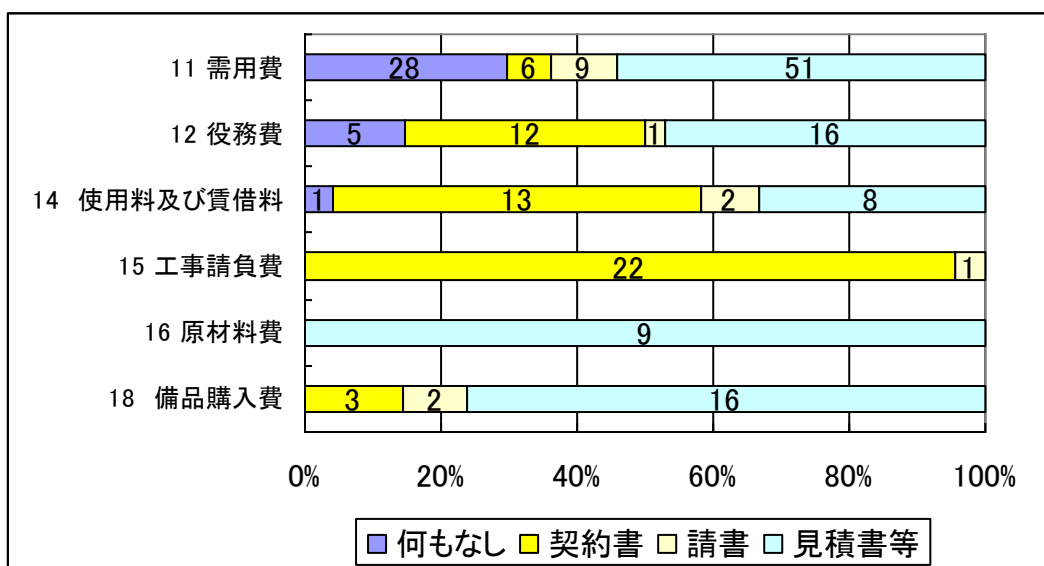
省略できる場合にも契約書を作成しているものが多数あると考えられますので、事務の効率化のため不要な書類の作成を省略する必要があります。

(表7)

契約書の作成状況(50万円未満の契約)

(単位:件)

節	何も取り交わしていない	契約書を取交わしている	請書を徴している	設計書又は見積書等に必要事項を記入の上、記名押印して請書に変えている	総計
11 需用費	28	6	9	51	94
12 役務費	5	12	1	16	34
14 使用料及び賃借料	1	13	2	8	24
15 工事請負費	0	22	1	0	23
16 原材料費	0	0	0	9	9
18 備品購入費	0	3	2	16	21
総計	34	56	15	100	205
構成比	16.6%	27.3%	7.3%	48.8%	100.0%



(7) 決裁文書の有無（執行伺）の状況

随意契約の方法による契約の手続きは、法令等に特別の規定はなく、地方公共団体において事務処理要領が異なっています。

本市においては、消耗品や備品等の物品購入については、「物品購入依頼票」を作成し、工事請負及び工事関係の委託については、「起工伺」を作成することで事務処理を行っています。

しかし、これらの契約関係の書類は、財政課の指導や契約対策室が作成したマニュアルに基づき配布されたもので、条例・規則に基づいたものではありません。その他役務費等については、様式自体がありません。

今回監査した契約の決裁文書（執行伺）の作成状況は、(表8)のとおりですが、決裁文書がない契約が98件(36.6%)となっています。

次に、決裁文書ありと回答があったもの170件のうち、その記載内容について集計したものが、(表9)です。

随意契約の適用理由、適用号を明示していると回答しているものが138件(81.2%)と非常に高い割合となっていますが、実際の記載内容について、疑義があるものが多数あるため、後述「個別指摘内容」(P20~32)で指摘しています。

このように、執行伺にかかる事務処理が統一されていないため、契約の意思決定が曖昧なまま契約事務が行われているものが多数見受けられます。

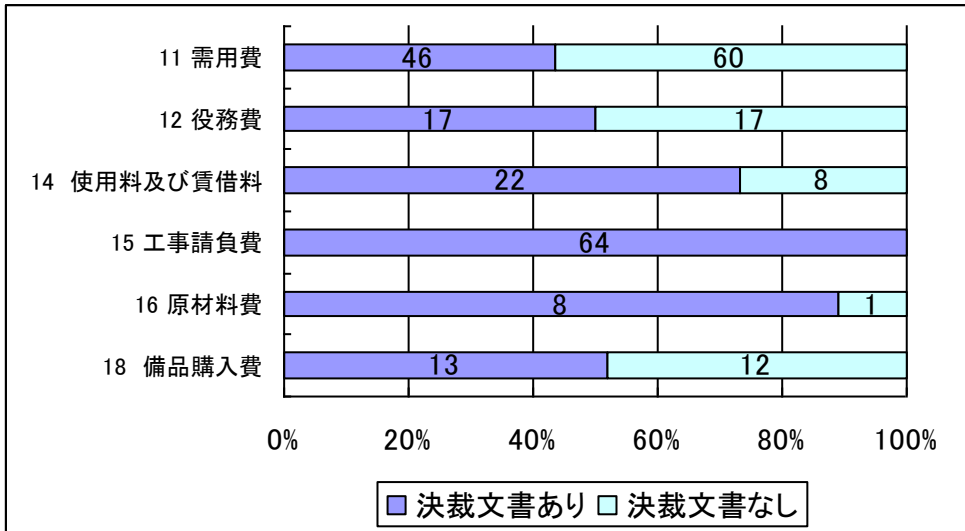
財務規則等で執行伺にかかる事務処理の制度化を図り、統一した事務処理を行うよう改善する必要があります。

(表8)

契約に係る決裁文書（執行伺）の作成状況

(単位：件)

節	決裁文書あり	決裁文書なし	総計
11 需用費	46	60	106
12 役務費	17	17	34
14 使用料及び賃借料	22	8	30
15 工事請負費	64	0	64
16 原材料費	8	1	9
18 備品購入費	13	12	25
総計	170	98	268
構成比	63.4%	36.6%	100.0%

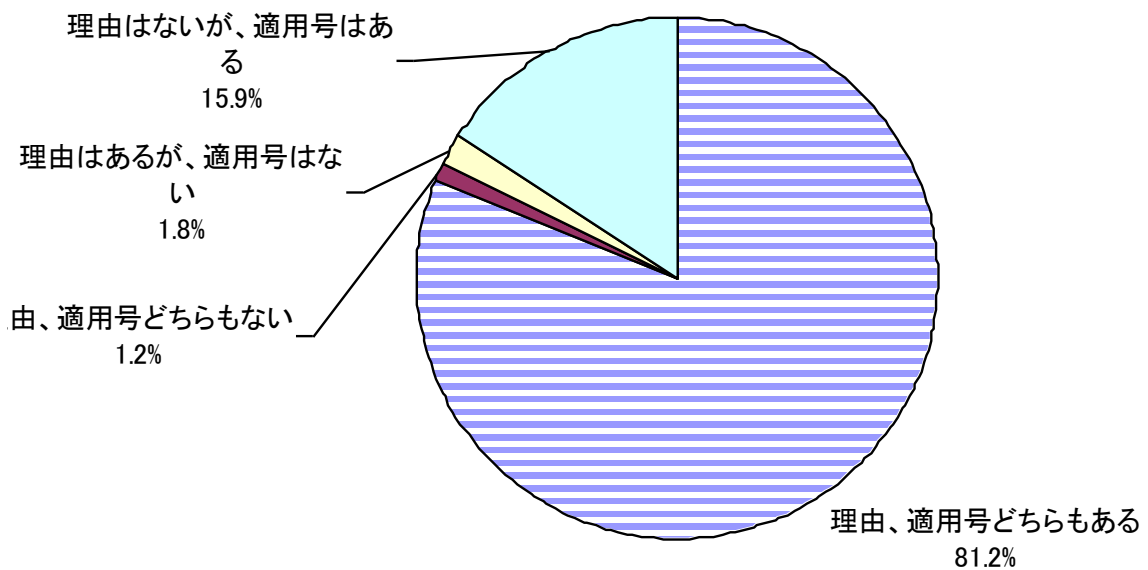


(表 9)

(単位：件)

決裁文書の内容	集計	割合
理由、適用号どちらもある	138	81.2%
理由、適用号どちらもない	2	1.2%
理由はあるが、適用号はない。	3	1.8%
理由はないが、適用号はある。	27	15.9%
総計	170	100.0%

決裁文書の明示内容



5. 個別指摘内容

支出負担行為伝票から随意契約によって契約したものについて、最終的に抽出した随意契約 268 件（1 億 1,203 万円）について、前述「7. 監査の着眼点」（P2～3）に従って個別に分析した結果、下記のとおり、改善又は検討を要する事項（指摘内容）がありました。これから述べる各号の指摘内容は、あくまで代表事例であり、改善または検討を要する全ての事例ではありません。よって、今回とりあげられなかった部署についても、下記の指摘内容を踏まえて、再度契約事務について見直していただくことを望みます。

(1) 1号を随意契約の理由にした、11 節需用費について

1号を理由に随意契約する場合の適合理由は、田川市契約事務規則第 24 条（随意契約の範囲）の（1）から（6）に予定価格が収まっている場合で、かつ同第 25 条（見積書）の 2 人以上から見積書を徴した場合に、随意契約によることが出来るとあります。

しかし、適合理由、適用条項の記載がないものがありました。適合理由なしに随意契約を行うことは不適当です。

ア【番号】 25～28 【所管課】 子育て支援課

【件名】 賄材料費 「苺のか～るいケーキ」

【指摘事項】

誕生会のおやつ代金と説明がありました。支出負担行為決議書の件名からは予測するしか方法がありません。支出の内容が判断できる「件名」を記入してください。

また、このような支出は、給食の食材を単価契約して支出負担決議書兼支出命令書での支払いを行っているのであれば、これも単価契約に加え、「支出負担決議書兼支出命令書」での支払いを行うのが適当です。

イ【番号】 33～36 【所管課】 土木課

【件名】 修繕料 「舗装道路修繕業務」

【随意契約理由】

本業務は緊急を要するため、舗装登録業者のうち機械器具調書により自社保有舗装機械器具（アスファルトフィニッシャー外）の所有を調査し、下記 5 社から見積りを徴する。そのうえで、平成 17 年 5 月 25 日付け田土管第 215 号の理由により、市内全域について最低見積価格で単価を決定し、他業者に協議を願いその単価で全社と契約しました。（不調の場合を除く）。尚、契約理由については、契約金額が 50 万円未満であります。このため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約とする。

【指摘事項】

この契約を 1 号の適合理由として、随意契約を行うことは適切です。複数の業者と「単価契約」が締結されているのであれば、改めて随意契約する必要はなく、支出負担行為の伝票様

式を替えて、支出負担行為決議書兼支出命令書で整理することが適当です。

ウ【番 号】 38 【所管課】 土木課

【件 名】 消耗品費 「反射付通行止め看板」

【随意契約理由】

7月13日から降り続いた豪雨により14日に白鳥団地・川崎線の道路法面が崩壊した。ホテルアルフィー付近の車道が2.6mに亘り崩落し通行不能の状態になったため、急遽別紙①～④の間について車両の通行規制を行った。通行止め区間内には、営業中のホテルがあります。このことから経営者と連絡を取り、通行止めに伴うホテルへの進入路の確保について協議を行った。

経営者から通行止めにより利用者の減少が懸念されるため、夜間でも視認性に優れ、営業していることが分かるような案内板を設置してほしいと要望された。白鳥団地・川崎線の災害復旧工事の竣工予定は平成23年3月であり、それまでの間の設置に耐えうるために据置き型(足にコンクリート付)の案内板としました。上記の理由から、通常の看板とは異なり特殊な技術を要するため、下記の業者でしか作成できないので見積もりの徴収については1社しか行っていない。地方自治法施行令第167条の2 第1項第1号の規定に基づき下記の見積業者と随意契約してよろしいか。

【指摘事項】

1号を理由に随意契約する適合理由としては不適切です。緊急性や、通常の看板と異なる特殊な技術を要す、を理由に挙げているのであれば、2号又は5号が妥当です。適合理由を1号とする場合は、予定価格が田川市契約事務規則第24条の限度額以内であることが要件ですので、そのことが説明できる事由だけが求められていることを再認識する必要があります。

なお、見積書は2人以上が必要です。

エ【番 号】 63 【所管課】 文化課

【件 名】 消耗品費 「点灯管(グロー球) 100個」

【指摘事項】

型式FG-5Pと型式FG-4Pに互換性があれば、常例物品価格一覧表(電気関係)43番グロー球40WFG4Pが使用できます。この場合は、既に行われている「単価契約」に追加して、「支出負担行為決議書兼支出命令書」による支出事務とすることが適当です。

(2) 1号を随意契約の理由にした、12節役務費について

ア【番 号】 16 【所管課】 人権同和対策課

【件 名】 使用料及び手数料 「弓削田隣保館浄化槽管理手数料」

【随意契約理由】

2業者より見積を徴した結果、最低業者であるK(株)会社と地方自治法施行令第167条の2第1項の規定に基づく随意契約をしてよろしいか。なお、契約保証金については田川市契約

事務規則第1項第3号の規定により免除し、保証人についても田川市契約事務規則第29条第1項第2号の規定により免除した。

【指摘事項】

随意契約の適合理由に契約保証金及び保証人の免除の理由不必要です。1号を適用する事由を記載しなければ、契約できません。契約保証金及び保証人についてはそれぞれ別に項目を設けて記載すべきです。

なお、田川市契約事務規則第27条（契約保証金）、同規則第29条（保証人）に規則がありますが、契約保証金の免除理由は、同規則第1項6号の「随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないとなるおそれがないとき。」が妥当と考えます。

しかし、このかつ以降はどのように判断するのか非常に難しいので、かつ以降の運用規定を設けるか、かつ以下を削除することについて検討が必要です。

イ【番号】 50 【所管課】 教育総務課

【件名】 使用料及び手数料 「平成22年度 田川市立中学校 消防用設備点検料（総合）」

【随意契約理由】

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく田川市契約事務規則第24条により随意契約。

【指摘事項】

自治令第167条の2第1項第1号は「予定価格が別表第5はその上限を示したもので、普通地方公共団体で定める額を超えない範囲」となっています。これを基に、田川市契約事務規則第24条（随意契約の範囲）の規則を定めているのであれば、適合理由の根拠条例は同規則第24条だけでよいと考えます。「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づく」の記述を重ね書きするより、この場合は、同規則の契約の種類（1）から（6）のどれに該当するか明記が必要です。

ウ【番号】 21, 22, 60, 61 【所管課】 健康福祉課、学校教育課

【件名】 洗濯代

【指摘事項】

番号21, 22は、見積書に記名押印したものを徴し契約書を省略していますが、番号60, 61は契約書に代わるものもありませんでした。所管課によって異なる契約事務が行われていました。

なお、これらの契約金額は少額となっていますが、契約書を不要とする規定がない以上、この契約も書類不備で不適当なものと言えます。

また、この「洗濯代」を財務会計システムの支出伝票全件（特別会計を含む）で調査すると、一般会計では「支出負担行為決議書」と「支出命令書」の伝票様式で支出事務が行われています。

が、休日救急医療特別会計では支出負担行為決議書兼支出命令書の伝票様式で支出事務が行われ、会計によって異なった伝票処理が行われていることがわかりました。

これらの伝票の使い分けについて、平成 13 年度財務会計システムの導入に伴う改正点や「会計事務の手引き」にその注意書きがありますが、いずれも明確なものでなく、規則等（訓令）の正式な定めはありません。この「会計事務の手引き」は会計課が公金の出納審査事務を円滑に行うために、命令機関に発した「単なる注意書き」で「支出事務の訓令ではない」ことを共通認識する必要があります。

(3) 1号を随意契約の理由にした、14節使用料及び賃借料について

ア【番号】 109 【所管課】 財政課

【件名】 使用料及び手数料 「庁舎トイレ便器殺菌洗浄賃借料」

【随意契約理由】

賃貸借開始当時から庁舎トイレの使用状況や設備に関して精通していること、また、庁舎のように多数の来庁者がある建物規模でのトイレの環境衛生に関して、確実に賃貸借できる業者が現時点ではないことから、N(株)社1社のみから見積を徴収した

【指摘事項】

本契約は、庁舎内の一部のトイレにおける便器殺菌、洗浄器具のレンタル契約です。3階を除く1階から5階の男子トイレに、主に便器洗浄にかかる器具が14個、脱臭・芳香にかかる器具4個が設置されています。平成2年度から22年度まで、市外の同一業者による随意契約となっています。

起案文書には、精通したものに施行させる必要性や、同一業者以外に賃貸借した場合に、施設等に著しい支障が生じる恐れがあるとする事例が明示されていません。

また、当該業者のみの見積りでは、再契約を前提としたものであり、他に賃貸借可能な業者がないことは判断できません。

このため、長期間にわたり、業務内容の見直しが行われておらず、市外業者との契約を繰返し行っています。契約事務の適正化について(平成22年11月17日田契対第405号)の通知では、留意事項として「見積り依頼業者の決定については、地場産業の保護育成に配慮した地域振興策の確率を念頭に置く」こととされています。

トイレにおける便器殺菌、洗浄業務を行うことができる業者が市内に複数あることや、業務内容の見直しを長期間行っていないことから、見積りについては、少なくとも2者以上による見積り競争で業者を決定するなど、競争性の確保に努めてください。

さらに、田川市契約事務規則第27条第1項第6号により、契約金額が50万円未満である契約補償金の免除を行っていますが、この規定を適用した理由が示されていません。契約金額が50万円未満であることは確認できますが、「契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき」についての具体的な理由がないため、補償金の免除の要件が成立していません。

随意契約の理由について、1号理由による場合は、他の理由を検討する必要はありません。

(4) 1号を随意契約の理由にした、16節原材料費について

ア【番号】 162 【所管課】 都市計画課

【件名】 原材料費 「桧木材1枚」

【随意契約理由】

M公園公園名表示看板が破損したまま放置されているということで、さわやか御意見箱に投書され、早急に対応する旨の回答をしているため、緊急に材料を購入するもの

【指摘事項】

本契約は、市内公園の公園名を表示する看板の作成するための材料費の購入です。

契約行為の初期段階である執行伺（決済文書）が作成されていないため、「早急に対応する」という内容が明確にされていません。

このため、原型復旧なのか、看板業者に看板作成を依頼するのか、あるいは職員が作成するのか、看板の強度・材質をどうするのか等が明示されていません。

また、桧木材の購入によって、最終的に成果品がどのようなものであるかについても示されていません。執行伺（決裁文書）によって、実施事務の内容を明確にすることが必要です。

さらに、随意契約の理由として、緊急に材料を購入するという理由ですが、緊急の必要により競争入札に付することができないときは、緊急に対応しなければ、市民生活に重大な影響を及ぼすと、客観的に認められるものであって、自治体の内部事務の遅延等の主観的な理由は適用することができません。

随意契約の理由については、1号理由による場合は、他の理由を検討する必要はありません。

(5) 1号を随意契約の理由にした、15節工事請負費について

ア【番号】 113 【所管課】 総務防災課

【件名】 工事請負費 「福岡県防災・行政情報通信ネットワーク防災端末装置等移設工事請負費」

【随意契約理由】

N㈱社は、県防災・行政情報ネットワーク設備の設置業者であり、無線保守点検業務を開設当初から行っているため、システム及び施行箇所の特性を熟知している。他の業者に依頼した場合、システム調査の費用が高額となり、移設時のトラブル発生時対応が困難であり、防災行政無線の性質上早急な移設が必要

【指摘事項】

起案文書の内容を見ると、精通したものに施行させる必要性や、同一業者以外が業務を行った場合、施設等に著しい支障が生じる恐れがあるとする事例が明示されていません。

また、当該業者のみの見積りでは、再契約を前提としたものであり、他に実施可能な業者がないことは判断できません。

さらに、緊急の必要により競争入札に付することができないときは、緊急に対応しなければ、市民生活に重大な影響を及ぼすと、客観的に認められることが必要ですが、具体的な事例が示されていません。

しかも、田川市契約事務規則第 27 条第 1 項第 3 号により、契約補償金の免除を行っていますが、この規定を適用した理由が示されていません。このため、国又は地方公共団体と過去 2 年の間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結、かつ、「契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき」についての具体的な理由が示されていないため、補償金の免除の要件が成立していません。

随意契約の理由については、1 号理由による場合は、他の理由を検討する必要はありません

イ【番 号】 129, 133, 135, 137, 146, 150 【所管課】 土木課

【件 名】 工事請負費 「農道舗装・道路改良工事」

【契約内容】

市道の改良・舗装に係る工事請負費の契約であり、田川市契約事務規則第 24 条で定める予定価格の限度額を超えないものとして、随意契約を行っています。その後、変更契約を締結したものです。

【指摘事項】

当初契約では、田川市契約事務規則第 24 条で定める予定価格の限度額を超えないものとして契約したものが、変更後の契約額は、予定価格の限度額を超えたものとなっています。

このため、当初契約の変更により、随意契約の要件の額を超えることとなった場合においては、もはや、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、随意契約を行うことはできません。

ただし、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定において、「競争入札に付することが不利と認められるとき」等 1 号以外の要件で随意契約が可能な場合もあります。(地方財務実務提要) 予定価格を過少に算定し、競争入札によることを意図的に回避し、随意契約によって作為的に発注するような行為は、適法な行為とは解されないため、十分留意する必要があります。

(6) 2 号を随意契約の理由にした、14 節使用料及び賃借料について

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用した調査対象から抽出した 35 件のうち、19 件 (54.2%) は適合理由が記載されていませんでした。適合理由なしで随意契約を締結することはできません。

極めて不適切な事例です。この 19 件は、直ちに改善が必要です。

ア【番 号】 103 【所管課】 教育総務課
【件 名】 使用料及び手数料 「校地借上料」
【随意契約理由】

借用地につき

【指摘事項】

田川市の契約事務規則等に第 2 号で随意契約できる場合を詳しく解説したものは存在していないことが一因となってこのような結果になったことは推察できますが、適合理由が「借用地につき」だけでは不十分と考えます。T 学校〇〇用地の校地借上料、金額 10,907 円が、毎年の支出であるなら、財産購入の検討が必要です。

イ【番 号】 97,98,99,106 【所管課】 人権同和対策課、文化課
【件 名】 使用料及び手数料 「テレビ受信料」
【随意契約理由】

記載なし

【指摘事項】

これらについては、放送法第 2 章（日本放送協会）第 6 節（受信料等）第 32 条（受信契約及び受信料）に「契約しなければならない」の規定があります。

これを適合理由にする 2 号の随意契約とするか、若しくは法定の価格となっていることから単価契約と同様に、取り扱い規定を整備したうえで、支出負担の伝票様式を兼命令伝票として支出する方法が考えられます。

なお、番号 106 は特別に B S 放送の受信料を支出していますが、B S 放送受信の必要性などの特殊な事案は個別に起案文書（執行伺い）に説明がなければならぬと考えます。

ウ【番 号】 102 【所管課】 土木課
【件 名】 使用料及び手数料 「平成 22 年度地籍調査事務支援及び管理システム賃貸借契約」
【随意契約理由】

これまで使用してきた本システムを継続使用することにより、経費の節減と効率的な事務が可能となることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約とする。

【指摘事項】

予定価格が設定されていませんでした。予定価格は契約金額の目安となるもので、予定価格は契約事務の必須要件です。

次に、随意契約の理由として、継続使用に利点があることを理由にしていますが、この適合理由の何処が 2 号を適用する場合の「性質又は目的が競争入札に適さない」の具体的な説明部分がなく、何が入札に適さないか、推察すらできません。適合理由が不明確なことから、随意契約は不適切なものと言えます。

なお、本契約内容の詳細をみると、物件のリース契約と保守契約を一つの契約として行なっていました。最初は平成 15 年度から平成 17 年度 3 年間の随意契約で締結され、債務負担行為も設定されているものでした。

18 年度以降は、同会社に単年度ごとに上記の理由で、繰り返し契約しているものでした。契約金額は、19 年度から 22 年度まで変わらず、年額 820,260（内消費税 39,060 円）で行われ、この 5 年間の支払い総額は 4,101,300 円となっています。

一方、15 年度から 17 年度の 3 ヶ年のリース契約の総額は、5,459,436 円（内消費税 259,956 円）となっていました。

リース契約は、リース期間内に資金回収が行われるもので、リース完了後の物件を再リースする、このような繰返し契約の場合にあっては、契約金額の目安となる、予定価格の積算が極めて大切な作業です。

困難であることも充分理解できますが、その妥当性が重要であることも重く認識しなければなりません。

エ【番 号】 96 【所管課】 税務課

【件 名】 使用料及び手数料 「庁用器具借上料」

【随意契約理由】

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約。本システムは、平成 17～20 年度まで G九州（株）と契約を交わした 4 年間のリース契約が満了しているため、当初契約時のおよそ 10 分の 1 で継続契約ができる。また本市の電算システムに課税データの移行作業が必ず必要なため、他業者ではシステム改修費等が発生する。そのため他と競争に適さず相手が特定される。

【指摘事項】

予定価格が設定されていませんでした。予定価格は契約金額の目安となるもので、予定価格は契約事務の必須要件です。

この契約もリース契約完了後に引続き利用する必要があることから、繰返し契約が行われているものでした。

適合理由の中に、当初契約のおよそ 10 分の 1 で継続契約ができるとありますが、内容を見ると、4 年間のリースの総額 8,009,890 円に対して本契約額が 882,252 円のことを理由としているようですが、当時の年額はその 4 分の 1 の約 2,024,000 円で、この契約金額は 10 分の 4 超となっています。予定価格の設定については、前述のように、納得できる妥当なものでなければなりません。

なお、2 号を適用する理由であれば、「また本市の・・・」に続く下線部分の理由で十分と思われる

ます。

(7) 1号及び2号を随意契約の理由としたものについて

ア【番 号】 179, 180, 181 【所管課】 生涯学習課
【件 名】 消耗品費 「クリップライブラリー 人権と社会」
「月刊同和教育であい」
「解放新聞」

【随意契約理由】

予定価格が、50万円以下であること、また、契約の相手が出版社（編集発行人）により指定されており、「その性質又は目的が競争入札に適しないものとする。」ことから地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づく田川市契約事務規則第24条の規程及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とする。

【指摘事項】

予定価格を設定したうえで、1号理由に該当している場合、2号理由の記載は必要ありません。

また、1号は施行令において、契約の種類によって6項目に分けられており（P5参照）、それに基づき田川市契約事務規則第24条でそれぞれの限度額を定めていますが、契約の種類によって金額の上限が異なるため、同条の何号に該当するのか記載すべきです。

この事例は、随意契約理由中の「予定価格が、50万円以下であること」から判断すると、規則第24条の6号に基づき契約を締結しているようですが、これは2号の「財産の買入れ」（限度額80万円）が適していますので、根本的な判断を誤っています。

しかし、同規則でこれらの6項目についての具体的な適用基準が定められていないため、どこに該当するのか判断できないのが現状です。規則で具体的な事例を明記すべきです。

(8) 5号を随意契約の理由とした、11節需用費について

ア【番 号】 206 【所管課】 土木課
【件 名】 「伊田地区円形分水器転倒堰修繕」
【随意契約理由】

当該転倒堰は、円形分水器に用水を取水し、下流地域の下伊田、糞、金田地区に用水を配分するため設置されているが、当該転倒堰の開閉機内の部品が経年劣化による錆付き等が原因となり損傷しているため、農繁期の取水開始までに緊急に修繕しなければならないことから、市内で同様な施設を修繕、改良しており当該転倒堰の開閉機の構造を熟知している石丸工業と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を適用し、随意契約してよろしいか。

【指摘事項】

「農繁期の取水開始までに」という理由では緊急性の理由に該当しません。他にも同様の理由

（「梅雨時期となる前に」、「田植え前までに」で 5 号理由を適用している事例（需用費・工事請負費）が多く見受けられます。

「緊急の必要」とは、天変地異その他非常緊急の場合であり、本号適用にあたり重要なことは「緊急の必要があるか」ということと「競争に付する時間的余裕がない」ことが、客観的な事実に基づいて説明できているかということです。

また、この事例は予定価格が 1 号（小額随意契約）の限度額の範囲内です。他の事例で予定価格を設定しているものの中にも、予定価格が 1 号に該当するものは多数見受けられます。

安易に 5 号を適用せず、できるだけ複数業者から見積書を徴したうえで適用条項を判断すべきです。

今の段階では、運用規定が平成 22 年 12 月 1 日なので、指摘に至りませんが、1 号以外の理由で 1 者しか見積書を徴していない随意契約で、予定価格が 1 号理由に該当する場合にどちらを優先適用させるのか、今回のガイドラインに併せて全庁的に統一した運用を望みます。

イ【番 号】 254 【所管課】 文化課

【件 名】 「映像配信サーバ(ハードディスク交換)修繕」

【随意契約理由】

博物館館内で流れている映像は、たがわ情報センターより映像が配信されている。サーバのハードディスクが 3 つ 1 組として構成されているが、そのうちの 1 つのハードディスクが壊れたとの報告があった。現在、1 つが壊れただけで残りの 2 つのハードディスクが稼動しているため業務に支障はないとのことだが、2 つ壊れるとデータもすべて消え、稼動しなくなり全部交換が必要になるとのこと。稼動しなくなると開館業務に支障が生じるため、下記のとおりハードディスクの交換修繕を行ってよろしいか。なお、緊急修繕であるため、情報センターにおいて映像の管理を行っている H サービス(株)九州支社に修繕を依頼してよろしいか。

【指摘事項】

この事例については、決裁文書に適用条項の記載がありませんでした。また、随意契約の理由の記載はありますが、その内容は不明瞭で妥当性がありません。随意契約の締結については、法令等の根拠規定を明確にすることが不可欠で、その根拠に不明瞭なものがあるのはなりません。誰が見てもわかるように具体的かつ明確に記載するようにしてください。

(9) 5 号を随意契約の理由とした、12 節役務費について

ア【番 号】 213, 214, 252 【所管課】 土木課、教育総務課

【件 名】 「自動車・道路賠償責任保険料」
「便器つまり直し」

【指摘事項】

この役務費 3 件はすべて随意契約適用の決裁文書がないため、随意契約理由がありません。業

務の客観的性質からの緊急性であるか判断するためにも随意契約理由及び決裁文書（執行伺）は必要です。

現在の規則には執行伺についての規定はないため、契約締結伺の決裁文書はあっても執行伺の決裁はとっていない場合もあり、事務が統一されていない現状があります。

(10) 5号を随意契約の理由とした、15節工事請負費について

ア【番号】 223 【所管課】 土木課

【件名】 「下伊加利2号線道路改良工事」

【随意契約理由】

本路線は道路幅員が狭小で車輛が通行する際に側溝の上を通過するため騒音が発生し、近隣住民から苦情が多数寄せられている。よって騒音解消のため側溝蓋を現場打ち蓋に変更し、大至急この問題の解消を図りたい。地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により近接業者である（有）T組と随意契約し、これを緊急に施工したい。

【指摘事項】

随意契約理由の内容を見る限り、その緊急性がありません。住民からの苦情が寄せられていたのであれば、早い時期に複数の業者から見積書を徴し、計画的な契約の執行が可能だったのではないかと思います。緊急随意契約はすべて特命随意契約が認められているわけではなく、直ちに人命・財産に危険が及ぶもの意外は複数の見積書を徴すべきです。

(11) 5号を随意契約の理由とした、16節原材料費について

ア【番号】 239 【所管課】 土木課

【件名】 「諸資材費」

【指摘事項】

支出負担行為決議書中の摘要欄に「道路維持管理業務に支障をきたし、緊急を要したため」と記載されていますが、適用条項を記載した物品購入依頼票の他に随意契約適用の決裁文書はありません。業務の客観的性質からの緊急性であるか判断するためにも随意契約理由及び決裁文書（執行伺）は必要です。

また、件名を見ただけでは何を購入したのかまったくわかりません。（修繕料でも同じような事例があります。）支出負担行為決議書は単なる起票行為ではなく、「下記のとおり支出負担行為をしてよろしいか」という決裁権者に対しての伺書形式になっていますので、具体的な件名を記載するようにしてください。

なお、件名の表示方法を統一する規定がありません。

(12) 6号を随意契約の理由とした、15節工事請負費について

ア【番 号】 266 【所管課】 土木課

【件 名】 芳ヶ谷川河川維持工事

【随意契約理由】

市営河川芳ヶ谷川と彦山川の合流地点において、県無形文化財、川渡り神幸祭が催されるが、芳ヶ谷川の水質が劣悪な状態のため、参加者の健康被害等が懸念されるとの報道があった。このため大型土のうを設置し、水流を分離することにより、対処したい。地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、現在国土交通省の工事を契約履行中の業者と契約することにより、工期の短縮・経費の節減が確保できるため、S（株）と随意契約したい。

【指摘事項】

6号理由随意契約は、競争入札に付すほうが随意契約によるよりも納期・工期や経費で不利となることが認められる場合に該当します。ただし、「不利となること」を具体的に説明できなければなりません。上記理由の内容では、国土交通省発注の工事との関連性が不明瞭であり、なぜ他業者に履行させると不利なのか判断できません。関連工事といっても真にやむを得ないもののみを随意契約とすべきです。

また、「経費節減」を理由にあげるのであれば、安易に特命随意契約とするのではなく、他業者の見積書を徴し、比較したうえで適用条項が妥当であるか検討してください。

5号及び6号理由で随意契約したもののなかには、特命随意契約としての理由が成り立っているものもありますが、現在の規則では1者見積りについての規定がありません。特命随意契約は例外中の例外であるため、安易な濫用を防ぐためにも特命随意契約についての規則を設けるべきです。

(13) 8号を随意契約の理由とした、18節備品購入費について

ア【番 号】 268 【所管課】 教育総務課

【件 名】 「大藪小学校 食器洗浄機1台 熱風消毒保管庫2台」

【随意契約理由】

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約

【指摘事項】

この事例は、所管課から物品購入依頼をうけた財政課が指名競争入札を行った結果、再度入札しても落札者がいないため、最低価格で入札を行った業者と不落随意契約を行ったものと思われる。

その結果に基づき所管課が起案文書を作成していますが、8号を適用する具体的事例が記載されていませんでした。8号の例示のどちらに該当するのか記載されていませんでした。誰が見ても、

添付資料に頼らずとも随意契約理由が明確にわかるような起案文を作成するようにしてください。

また、件名を見ただけでは歳出科目が判断できません。前述でも同じような事例（P30【番号】239「諸資材費」）がありましたが、支出負担行為決議書は単なる起票行為ではなく、「下記のとおり支出負担行為をしてよろしいか」という決裁権者に対しての伺書形式になっていますので、具体的な件名を記載するようにしてください。

6. まとめ

以上が随意契約に関する行政監査の結果です。

前回の行政監査（委託料の随意契約について）に引き続き、第 11 節需用費から第 18 節備品購入費の中から、対象期間を平成 22 年度 4 月 1 日から同 8 月 31 日までの、支出負担行為決議書伝票件数 1509 件の内、随意契約となっている 1,158 件を、更に絞込んで、最終的に 268 件を対象とする質問形式による調査を行ないました。

この 268 件の随意契約とする法令根拠の内訳は、第 1 号（少額）143 件、第 1 号及び第 2 号（入札不適）3 件、第 2 号 35 件、第 5 号（緊急）73 件、第 6 号（入札不利）13 件、第 8 号（不落随契）1 件となっていました。

随意契約は、一般競争入札を基本とする自治体の契約方法の例外としたものであることから、一定の適合理由がある場合に限定してその契約方法が認められています。この限定条件が適正に記載されているかを中心に監査を行ないました。その概略は次のとおりです。

(1) 適合理由

適合理由は、「決裁文書なし」が 268 件中 98 件（36.6%）となっていました。また、適合理由の記載がありますと回答があったものについても、適合理由として「適切な理由」（①具体的事由、②適合する例示、③適用根拠の 1 号から 9 号の号数）が記載されたものはあまり見受けられませんでした。適合理由の妥当性がないままに、契約方法の例外規定となっている、随意契約を行なうことはできません。適合理由については明確な説明責任が求められていることに留意すべきです。

(2) 予定価格

予定価格は、「予定価格なし。」が 268 件中 112 件（41.8%）となっていました。予定価格は契約金額を決定する基準として、随意契約の場合も田川市契約事務規則第 24 条の 2 に同第 14 条の準用規定が定められています。現状では必須要件となっている以上、この規定が守られていない随意契約も規則違反です。

(3) 契約書

契約書は、「契約書を交わしていない。」が 268 件中 34 件（12.7%）となっていました。今回の調査対象は、「支出負担行為決議書伝票」の中から抽出しています。支出負担行為決議の整理する時期の規則は、田川市会計事務規則第 23 条（支出負担行為の整理区分）、同別表第 1 に今回の調査対象範囲を照らすと、「契約締結のとき」となっています。

契約書が必要となっているにも係らず契約書なしに、契約履行→契約の履行確認→支出命令→支出審査→支出が行われていました。これらについて契約書を不要とする規則がない以上は、これについても規則違反です。この点については審査機関の会計課も留意が必要です。

しかし、この 34 件を契約金額で区分すると、契約金額は 5 万円未満が 24 件（70.6%）、5 万円以上 10 万円未満が 4 件（11.8%）、10 万円以上 50 万円未満が 6 件（17.6%）となっていました。契

約金額が低額なものが含まれていることや、契約の件名から見ても、契約書は不要と思われるものがありました。従って、整理して規則化する必要があることを提言します。

(4) 見積書

見積書は、「徴していない」が 268 件中 9 件 (3.4%)、「1 社 (者)」が 268 件中 145 件 (54.1%) となっていました。この 145 件の内訳はその理由が「1 号が 27 件、1 号及び 2 号が 3 件、2 号が 32 件、5 号が 70 件、6 号が 13 件」でした。

田川市契約事務規則第 25 条 (見積書) に、「なるべく 2 人以上の者から見積書を徴さなければならぬ」と規定しており、但し書で、見積書を徴さないことができるもの 4 項目について説明しています。

にもかかわらず、その理由の明記がなしに、「見積書を徴していない若しくは見積書 1 社 (者)」となっているものは、これらについても規則違反と言わざるを得ません。

(5) 監査資料の財務会計システム内の支出関係の伝票について

今回、「支出負担行為決議書伝票」を監査資料として利用しましたが、その際に、次の点が明らかになりました。

ア 1 点目は、各課で作成している起案文書 (執行伺書) について、一元管理されているものはありませんでした。

支出に際し予め、予算執行伺で議決予算の執行を伺う必要性から、当市も工事の場合は起工伺、物品購入の場合は物品購入伺、その他の場合は起案文書で処理されている現状が見られました。

しかし、これについて統一した事務要領の規則 (訓令) はどこにもありません。

従って、この部分が前例踏襲の、所管課で異なる、不統一な事務となっていました。

特に、起案文書に表示された件名と支出負担行為決議書等に表示された件名に、整合性は全くありませんでした。保管の方法も、それぞれ所管課の担当職員が任意の場所に保存しているのが実態で、担当者が不在の場合は、その文書の所在が分からない等、文書の保管についても不適切な状況がありました。

現行の財務会計システムに執行伺 (起案文書) の仕組みがあるようですが、平成 13 年度の導入時から活用されていません。導入以来一度も財務会計システムの CHECK (評価) → A C T (改善) が行われていないのであれば、「予め予算執行伺で議決予算の実行を決裁する」を規則に定めて、この「執行伺」の利用を検討する価値は十分にあります。

また、現状の決裁方法は、電子決裁となっていますが、その実状は当該システムから出力された紙伝票を原本としています。伝票に修正があった場合は、紙伝票のみ訂正印で修正を行い、電子伝票は修正を行っていません。このため、紙伝票と電子伝票のデータが異なっているものがあることや保存されている電子伝票には決裁者名が記載されないことが判明しました。

イ 2点目は、支出に際し、2通りの伝票様式が使われていますが、その使用区分が明らかでないことから、財務会計システムの内部にこれらの伝票が混在していることが判明しました。

早急に解決すべきです。

※(2通りの伝票様式:①支出負担行為決議書及び支出命令書の方法、②支出負担行為決議書兼支出命令書の方法)

ウ 3点目は、起案文書(予算執行伺)に記載する事項についての基準がないことが明らかになりました。

特に改善すべき点は、起案文書(予算執行伺)であるべきものが、契約の締結伺と化している(契約締結してよろしいかと記述がある。)ことです。契約締結伺=支出負担行為決議書であれば、起案文書=予算執行伺と区別する必要があります。この点について、当市は曖昧な運用を続けてきたようです。これは、大変重要なことですので、整理見直しを行った後に文書事務や財務事務の職員研修を行ない、全庁的に共通理解をする必要があります。

(3) 同上通知文の3.留意事項(6)起案用紙又は支出負担行為決議書に、予定価格、随意契約の根拠規定などを明記することとあり、起案用紙でも支出負担行為決議書のどちらでもよいと記述されています。この部分については、支出手続に関する内部統制を確実に管理するため次の整理が必要です。

ア 予算執行伺の規則を定めること。現状の財務会計システムの執行伺が活用できるのであれば実用すること。

イ 財務規則に予算執行伺を必要とする規定若しくは必要としない規定を新たに設けること。

※執行伺とは、事務事業の事案の決定(事務事業の実施及び歳入歳出予算を執行することを決定)しようとする時に起す伺いであり、市議会で決定した予算や事業計画に基づいて行なう事業を実施する際の最初の手続きであり各執行機関が行うものです。

執行伺を行うことにより、その目的のために予算を執行することを決定し、初めて契約締結の事務を行うことができる状態になります。執行伺は最初の統制手続きであるとともに最も重要な内部統制手続きであり、この手続きがおろそかになるとこれ以降がいかに適正であっても無駄な支出手続きとなります。

執行伺は、必要な記載事項の整理や必要とする予算額による決裁権者の区分についてもわかり易く整理する必要があることは言うまでもありません。

ウ 財務規則に関連する、要領、通知、基準、手引きなどの文書の一元化。

これらは、田川市文書システムやグループマックスに散在しています。このような状態のものを内部規程として利用するには不便さがあるばかりか、見逃すことで誤った事務処理が行われる恐れがあります。

また、散在する規程などはその更新においても担当者が異動すれば、その正確性の保持や責任の所在もおろそかになります。条例規則を除く、要領、通知などを早急に一元管理し、誤ることなく運用できるようにすることが必要です。

7. 資料 (契約内容一覧表)